

## (仮称) 番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例(案)について

### 《概要》

#### 1 趣旨

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。)第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用等に関し、必要な事項を定めるものです。

#### 2 区の責務

区は、個人番号の利用等に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとします。

#### 3 個人番号の利用範囲

(1) 番号法第 9 条第 2 項に基づく条例で定める事務は、以下の 3 事務及び区長又は教育委員会が行う番号法別表第二の「事務」欄に規定する事務とします。

- ・ 児童育成手当の支給に関する事務
- ・ ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務
- ・ 後期高齢者医療被保険者葬祭給付金の支給に関する事務

(2) 区は、下表左の事務を処理するために必要な限度で、同表の右に掲げる特定個人情報であって区が保有するものを利用することができます。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステム<sup>1</sup>を使用して他自治体等から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではありません。

事務	特定個人情報 <sup>2</sup>
児童育成手当の支給に関する事務	・ 地方税関係情報であって規則で定めるもの
ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務	・ 母子生活支援施設における保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの ・ 生活保護関係情報であって規則で定めるもの ・ 地方税関係情報であって規則で定めるもの
後期高齢者医療被保険者葬祭給付金の支給に関する事務	・ 住民票等関係情報であって規則で定めるもの

<sup>1</sup> 情報提供ネットワークシステム 特定個人情報の提供について管理するための電子情報処理組織で総務大臣が設置・管理するものを指す(第 2 条第 14 項)。

<sup>2</sup> 特定個人情報 個人番号をその内容に含む個人情報を指す(第 2 条第 8 項)。

- (3) 区は、番号法別表第二の「事務」欄に規定する事務を処理するために必要な限度で、番号法別表第二の「特定個人情報」欄に規定する特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができます。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他自治体等から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではありません。
- (4) 上記(2)により特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなします。